佐賀県保険医新聞

発行所
佐賀県保険医協会
佐賀市駅前中央1-9-45
（三井生命ビル4F）
電話 0952(29)1933
FAX 0952(23)5218
HP http://saga-doc.jp
hoken-i@star.saganet.ne.jp
購読料　1部　200円
送料込　年間2,400円
（会員の購読料は会費に含まれています）

歯科研究会

歯科 訪問診療の実際

～かかりつけ歯科医院としての在宅支援歯科診療所の役割～

1月17日（木）佐賀市アバンセにて、歯科研究会「歯科訪問診療の実際」を開催いたしました。講師に西村賢二先生（西村歯科医院・佐賀市）をお招きし、30医療機関より53名の参加がありました。以下、参加者からの報告です。

西村 賢二 先生

今回は、「歯科訪問診療の実際～かかりつけ歯科医院としての在宅支援歯科診療所の役割～」と題して、佐賀市の西村賢二先生にご講演をいただきました。

まず、西村先生が訪問診療を始められた経緯から、今まで経験なさった事をお話しいただきました。

そして、これらの経験を経て、西村先生が見てこられた在宅診療の実態と今後の在宅歯科診療の重要な役割について「要介護高齢者の医療は、チームであたっており、歯科医師もこのチームの一員である事を理解する」と定義していただきました。やはり、医師、看護師、介護者、家族との連携を取り、訪問診療を行っていく事が重要であるという事を改めて確認させていただきました。

そして、訪問診療の基礎的な考え方とかかりつけ医として在宅歯科医療の実践方法と、導入期・移行期・安定期・維持期・終末期においてその時期に適切な対応を理解する事が重要であるとお話しいただきました。

次に訪問診療を始める上での実際の行動指針をレクチャーいただきました。まず、電話を受けて何をするべきか、実際に訪問するときに用意するべき事や物、患者宅に伺ってするべき事、医院に帰って行うべき事、会計で注意するべき事…などなど事例を基に教えていただきました。また、最後に実際の臨床での症例をご報告いただきました。

当院は、これから訪問診療を推進していこうと考えておりましたので、今回のような、考え方から訪問歯科をスタートするまでのやり方を丁寧に細かく教えていただいた事でとても参考になりました。

ご講演いただいた西村先生、開催のためにご尽力いただいた関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

（サガンティーノ）

医科新規開業医講習会

～診療報酬請求等について解説～

1月19日（土）佐賀市アバンセにて、医科新規開業医講習会を開催し、5名の参加がありました。

講習会では、保険医協会の説明に始まり、保険診療上の留意点（療養担当規則等）、レセプト審査と返戻・減点への対応（審査の仕組み・再審査請求等）、指導への対応（指導の種類・実施方法、対象者の選定方法等）などについて保険医協会講師陣より解説いたしました。以下、参加者からの報告です。

私は勤務医の立場で、今回の新規開業医講習会に出席させていただきました。診療報酬請求やレセプト審査、返戻、減点への対応は、勤務医の立場ではおざなりになりやすい分野ではありますが、今後開業し、クリニックを経営していこうと思っている私としては、医療経営をやっていく中では、最重要問題かつ死活問題であり、いずれクリアしなければならないテーマだと考えていたところでした。

今回の講習会ではこれらの点を詳細に説明いただき、また知っているようで、忘れていた医師法の内容についても講習があり、知識の整理に役立ったと感じます。

個別指導、監査などの具体的な流れや、実践的な対応法の講習は、ここでしか聞けない話もあって非常に参考になったと思います。

この度講習会を主催した佐賀県保険医協会様、また講義をしていただいた先生方、大変ありがとうございました。

（匿名希望）

「休業保障制度」

いよいよ3月1日から募集を再開！

保険医協会の「休業保障制度（休保）」は、2006年から新規募集を停止していましたが、3月1日からいよいよ募集を再開します。「病気やケガで休業した時にも安心」と先生方から大変喜ばれています。この機会にぜひご加入下さるようお勧めいたします。

休保制度の詳細については、後日対象の先生方にお送りいたしますパンフレットなどでご確認ください。

協会会員数

医科	634人
歯科	323人
合計	957人

（12月31日現在）

主な記事

・わたしの主張「大丈夫かアベノミクス」……2面
・第29回福岡国税局との懇談報告……4～5面
・労務管理「有期労働契約の新ルール」……6面
・経営税務「勤務医の確定申告の注意点は？」……8面
・一口法律相談「遺留分減殺請求でなぁに？」……8面

曙

疾病は予防するのが一番である。予防のためには、日常生活で食事・運動および睡眠に気をつけることであろう。また免疫をつける意味で、各種の予防接種を受けることも必要だ▼次に大切な事は、早期発見・早期治療で疾病を治す、あるいは進行を抑制することである。私たちは、早期の徴候を見逃さず、それに応じて検査し、疾病の早期発見、早期治療を行わねばならない▼一方、日々の暮らしでは、疾病の早期発見のために、健診を受けることである▼私たちの日常の診療は保険診療であり、保険診療では健診は認められていない。私たちは、健常者には健診を受けるように勧めよう▼朝日新聞の「天声人語」平成25年1月24日の欄に、コンビニ大手のローソンは職場健診やその結果で勧められた再検査を受けない社員とその上司のボーナスを減らす新制度を、春から採り入れるということが引用してあった。また、職場検診は、年1回以上が労使に義務づけられているもので、健診の功は罪に勝ろうと説き、毎年の義務というより、権利を捨てては、望んでも受診しにくい人に申し訳ないと結んでいる▼私たちも疾病予防にかなう日常生活を送るように患者さんに指導し、予防接種や健診を受けることを勧めよう。また、他の会社もローソンのように、健診の受診率を上げるようにしてほしいと思う。

（新太郎）